



クライメート・ソリューション・ファンド



追加型投信 / 内外 / 株式



ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

委託会社 ファンドの運用の指図等を行います。

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者登録番号: 関東財務局長(金商)第399号

<委託会社への照会先>

ホームページ: <https://www.smd-am.co.jp>

コールセンター: 0120-88-2976

[受付時間] 午前9時~午後5時(土、日、祝・休日を除く)

受託会社 ファンドの財産の保管および管理等を行います。

株式会社SMBC信託銀行

本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は左記の委託会社のホームページで閲覧できます。また、本書には信託約款の主な内容が含まれておりますが、信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に添付されております。ファンドの販売会社、ファンドの基準価額、その他ご不明な点は、左記の委託会社までお問い合わせください。

委託会社の概要

委託会社名	三井住友DSアセットマネジメント株式会社
設立年月日	1985年7月15日
資本金	20億円(2024年10月31日現在)
運用する投資信託財産の合計純資産総額	14兆3,181億円(2024年10月31日現在)

商品分類・属性区分

商品分類		
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
追加型	内外	株式

属性区分				
投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))	年1回	グローバル (日本を含む)	ファンド・オブ・ ファンズ	なし

※属性区分の「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

※商品分類、属性区分は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類、属性区分の全体的な定義等は一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

- 委託会社は、ファンドの募集について、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2025年1月9日に関東財務局長に提出しており、2025年1月10日にその届出の効力が生じております。
- ファンドの商品内容に関して、重大な約款変更を行う場合には、委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- ファンドの信託財産は受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- 投資信託説明書(請求目論見書)は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。ご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

ファンドの目的

気候変動ソリューションをテーマに掲げる世界の企業の株式を実質的な投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を目指します。

ファンドの特色

1 主として気候変動ソリューションをテーマに掲げる世界の企業の株式に投資します。

ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。

気候変動ソリューションをテーマに掲げる企業とは
当ファンドでは、気候変動問題に対応するための革新的なソリューションの提供やイノベーションへの貢献、あるいはそれらの取組みの推進等を行うことが期待される企業等を指します。

2 実質的な運用は、JPモルガン・アセット・マネジメント (UK) リミテッドが行います。

3 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

基準価額は為替変動の影響を受けます。

※ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドは、委託会社が定義する「ESG投信」に該当します。

委託会社は、「投資判断におけるサステナビリティ要素の考慮の手法」と「運用戦略におけるサステナビリティ要素の重要度」を基に、サステナブルプロダクトを認定し、このうち、「ポジティブスクリーニング」、「ESGテーマ型」および「インパクト」に分類したファンドを「ESGプロダクト(ESG投信)」と定義しています。

ファンドが投資対象とする外国投資信託の運用戦略は、特定のサステナビリティ課題・テーマを設定し、それらに貢献する企業等を投資対象としている「ESGテーマ型」に分類されると委託会社が認定しており、「ESG投信」に該当します。委託会社におけるESG投信の定義および該当ファンドは、ESG投信の規制動向、ESGに関する国内外の情勢、委託会社の認定基準の見直し等により、今後、変更となる場合があります。

委託会社のサステナブルプロダクト認定基準およびモニタリング状況については、以下をご覧ください。

<サステナブルプロダクト認定基準>

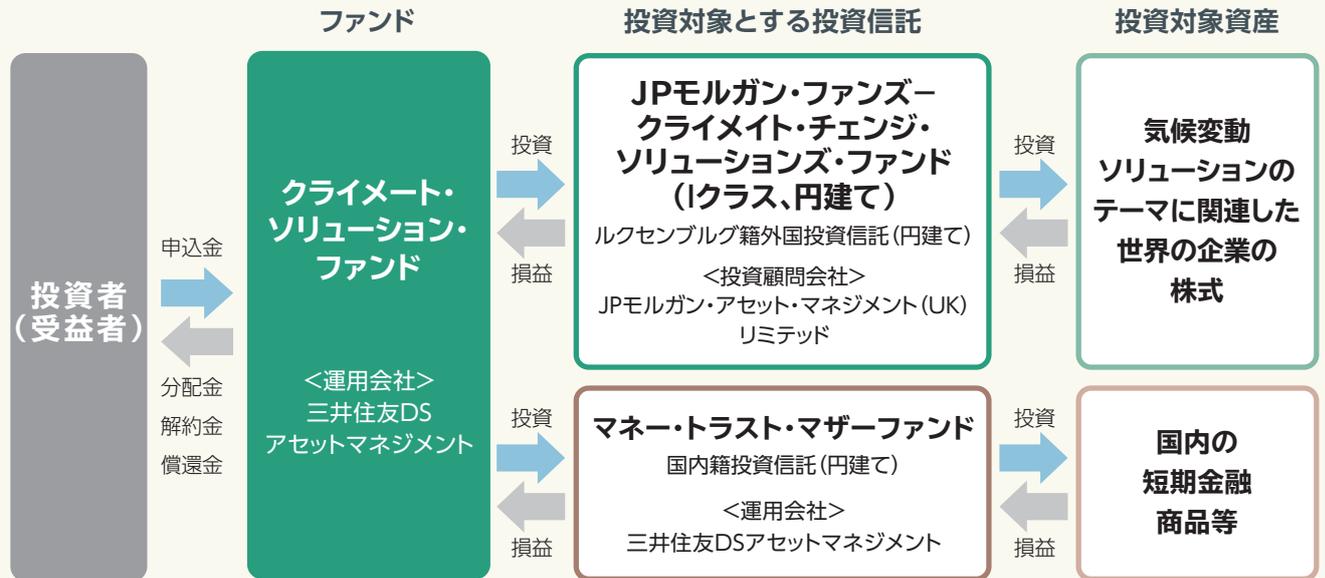
https://www.smd-am.co.jp/corporate/responsible_investment/esg/integration/table/

<モニタリング状況>

https://www.smd-am.co.jp/corporate/responsible_investment/esg/integration/table/pdf/esg_product_monitor.pdf

ファンドのしくみ

■ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。



※「JPモルガン・ファンズークライメイト・チェンジ・ソリューションズ・ファンド (イクラス、円建て)」の組入比率を原則として高位に保ちます。したがって、ファンドの実質的な主要投資対象は、気候変動ソリューションのテーマに関連した世界の企業の株式となります。

気候変動について

▶気候変動とは

- 気候変動とは、気温上昇や気象パターンの長期的な変化をいいます。
- 気候変動の要因として、太陽周期の変化などの自然現象によるものと、経済活動に伴う温室効果ガス排出量の増加や森林伐採などの人為的によるものがあります。

▶気候変動の影響

- 気候変動は、主に気温上昇の問題ととらえられていますが、気温上昇は地球上の様々な分野での変化に影響を及ぼしています。
- 気候変動がもたらす影響を食い止めるためには、温室効果ガス排出量の削減が必要です。

[気候変動による影響の例]

 <p>干ばつによる水・食糧不足</p> <p>農作物の収穫に影響、人々の生活や生態系の脆弱性が高まる</p>	 <p>極地の氷の融解、海面上昇による島しょ国の国土消失</p> <p>海洋生物とサンゴ礁が危険にさらされる</p>	 <p>暴風雨等による自然災害</p> <p>住居やコミュニティを破壊し、人命を奪うとともに経済的損失がもたらされる</p>
---	--	--

※上記はイメージであり、実際とは異なる場合があります。

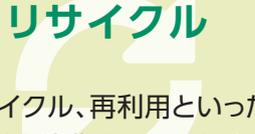
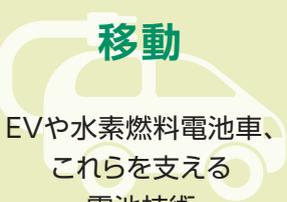
(出所) 国連広報センター (UNIC) 等の情報を基に委託会社作成

ファンドの目的・特色

「気候変動ソリューション」に関連した主な投資テーマ

- 温室効果ガスの排出源は多岐にわたりますが、各分野において依然として解決すべき問題は多く、革新的な技術やサービスを提供する企業により、課題解決が推し進められていく必要があります。
- 当ファンドでは以下の5つの投資テーマに着目し、貢献度の高い企業への投資を通じ、気候変動問題の解決を後押しします。
- 投資テーマに適合する銘柄の組入比率は、原則として、投資対象とする投資信託の純資産総額の100%程度とします。

※流動性管理目的の資産の組入比率、資金動向、市況動向等によっては、上記の組入比率の目安を下回る場合があります。

投資テーマ	各テーマにおける投資対象	対応するSDGs*目標
 <h3>電力供給</h3> <p>気候変動問題の根本的な解決のための再生可能エネルギー普及</p>	再生可能エネルギーや経済全体の電化の促進に関連する企業 等	<div style="display: flex; flex-wrap: wrap;"> <div style="width: 50%;"> <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p> </div> <div style="width: 50%;"> <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p> </div> <div style="width: 50%;"> <p>12 つくる責任 つかう責任</p> </div> <div style="width: 50%;"> <p>13 気候変動に具体的な対策を</p> </div> </div>
 <h3>建物</h3> <p>空調などのエネルギー使用効率化や、建築時の環境負荷軽減などの新たなソリューション</p>	エネルギー効率の向上など、環境に配慮した建物に関連する企業 等	<div style="display: flex; flex-wrap: wrap;"> <div style="width: 50%;"> <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p> </div> <div style="width: 50%;"> <p>11 住み続けられるまちづくりを</p> </div> <div style="width: 50%;"> <p>12 つくる責任 つかう責任</p> </div> <div style="width: 50%;"> <p>13 気候変動に具体的な対策を</p> </div> </div>
 <h3>食糧・水</h3> <p>環境負荷を軽減しつつ、効率的な食糧生産、水資源の利用を可能にする技術</p>	温暖化ガス排出削減を考慮した食糧、クリーンな水利用の促進に関連する企業 等	<div style="display: flex; flex-wrap: wrap;"> <div style="width: 50%;"> <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p> </div> <div style="width: 50%;"> <p>12 つくる責任 つかう責任</p> </div> </div>
 <h3>リサイクル</h3> <p>リサイクル、再利用といった循環型の消費スタイルによる、環境負荷軽減</p>	廃棄物のリサイクルの技術開発や設備投資に関連する企業 等	<div style="display: flex; flex-wrap: wrap;"> <div style="width: 50%;"> <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p> </div> <div style="width: 50%;"> <p>11 住み続けられるまちづくりを</p> </div> <div style="width: 50%;"> <p>12 つくる責任 つかう責任</p> </div> <div style="width: 50%;"> <p>13 気候変動に具体的な対策を</p> </div> </div>
 <h3>移動</h3> <p>EVや水素燃料電池車、これらを支える電池技術</p>	環境に優しい移動の促進に関連する企業 等	<div style="display: flex; flex-wrap: wrap;"> <div style="width: 100%;"> <p>12 つくる責任 つかう責任</p> </div> </div>

*SDGs (Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)は2016年から2030年までの国際目標です。17の目標・169のターゲットから構成されています。

※投資テーマは、2024年10月末現在のものであり、適宜または今後変更される場合があります。

(出所) J.P.モルガン・アセット・マネジメントの資料を基に委託会社作成

当ファンドの運用戦略

- 当ファンドは、「気候変動ソリューション戦略*」を通じ、気候変動問題の解決に貢献する企業に投資を行います。
*気候変動問題に対応するための革新的なソリューションの提供やイノベーションへの貢献、あるいはそれらの取組みの推進等を行うことが期待される企業に投資する戦略のことをいいます。
- 業種横断的かつ長期の時間軸で考慮が必要な気候変動という大きなテーマに対し、J.P.モルガンのリサーチ力と最先端のAIを融合した運用戦略により、企業の発掘・厳選を行います。



- 幅広い投資ユニバースから、AIを活用し効率的に銘柄を絞り込むことで、アナリストのカバレッジが通常及ばない銘柄からも、投資テーマに関連度の高い銘柄を発掘します。



- 現地の情勢に精通した世界各地のアナリストが、抽出された約300銘柄を集中的に分析します。
- 競争優位性、持続性、成長性、ESG、バリュエーション面など様々な観点から、組入銘柄を厳選します。
- 投資テーマに適合するか(気候変動問題解決の目標に対するソリューションを提供するか)を判定するため、事業内容、受益対象、規模・範囲などの多面的な観点から徹底した評価を実施します。

※上記の内容については2024年10月末現在のものであり、今後変更される場合があります。また、当ファンドの将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

(出所) J.P.モルガン・アセット・マネジメントの情報を基に委託会社作成

投資対象とする外国投資信託の運用会社について

[J.P.モルガン・アセット・マネジメントの概要]

会社概要	<ul style="list-style-type: none"> ● J.P.モルガン・アセット・マネジメントは、JPモルガン・チェース・アンド・カンパニーおよび世界の関連会社の資産運用ビジネスのブランドであり、世界有数の資産運用グループです。 ● 長い歴史の中で蓄積してきた運用ノウハウを活かして、常に競争力のある運用サービスを提供しています。
拠点（資産運用部門）	世界約20カ国・地域
従業員数	8,418名（うち運用プロフェッショナル1,308名）
運用資産残高	約508兆円（約3.2兆米ドル）

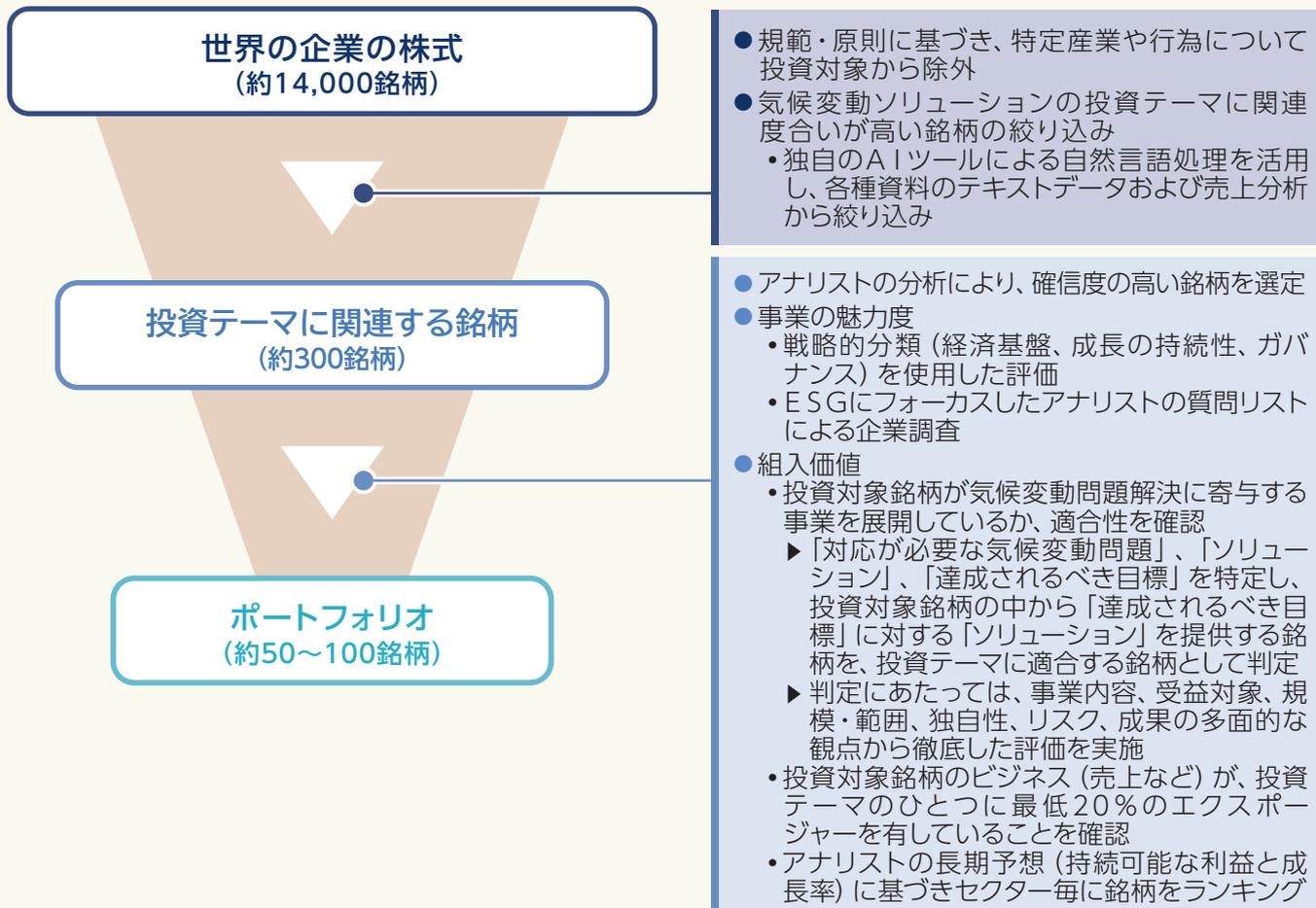
■ サステナブル投資に関する取り組みの方針として、リサーチをベースとした運用主導型スチュワードシッププロセスの強化、データサイエンスを活用した独自のESGスコアの開発を行っています。

(注) 2024年6月末現在、運用資産残高は1米ドル=160.86円で円換算

運用プロセスおよびスチュワードシップ方針

▶ 運用プロセス

■ 投資対象とする外国投資信託の運用は、JPモルガン・アセット・マネジメント (UK) リミテッドが行います。



※ 上記の運用プロセスは2024年10月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

(出所) J.P.モルガン・アセット・マネジメントの情報を基に委託会社作成

▶ J.P.モルガン・アセット・マネジメントのステュワードシップ方針

- J.P.モルガン・アセット・マネジメントは、投資先企業との積極的なエンゲージメントや議決権行使を通じて長期投資家の立場から意見を表明し、ステュワードシップ責任を果たすことに全力を注いでいます。アクティブ運用を行う運用会社として、投資先企業が適切にリスクを管理し、長期的な価値創造につながる企業行動を展開していくことを推奨しています。
- ステュワードシップにおける役割と責任として、普遍的に適用可能であり、時代を経ても変わることはないと考え、6つの優先事項を特定しています。

気候変動リスク

気候変動は、世界中の企業にとって緊急かつ重大な課題となっています。しかし同時に、期待される低炭素経済への移行によって生じる新たな機会を享受できる企業もあります。

自然資本と生態系

多くの企業は、製品の製造やサービスの供給において自然資本に依存しています。天然資源の劣化を伴う生態系の枯渇や喪失は、長期的な事業のレジリエンスにとって大きな財務リスクとなるでしょう。

人的資本管理

人的資本管理は、従業員のエンゲージメントを高め、生産性の高い労働力を維持する上で極めて重要です。人材に関連するリスクや機会を上手く管理できなければ、従業員やステークホルダーとの関係性に悪影響を及ぼし、株主価値を損なう可能性があります。

ステークホルダーエンゲージメント

長期的に持続可能な企業であるためには、企業の経営者層は、事業を展開するにあたって幅広い関係者の存在を考慮する必要があります。これには、株主、サプライヤー、顧客、およびコミュニティなどが含まれます。

ガバナンス

優れたガバナンス基準と高いリターンには、強い正の相関があると考えます。実効性を伴ったコーポレート・ガバナンスは、情報の透明性や説明責任、適正な監督、株主への尊重といった要素を満たしています。

長期戦略との整合性

長期的な視点で事業運営を行うことは、ビジネスモデルの持続性を高めます。経営陣の報酬プランは、株主と投資先企業の経営陣との長期的な連携が図れるように構築されるべきであると考えます。

※ステュワードシップ方針は、今後変更される場合があります。

(出所) J.P.モルガン・アセット・マネジメントの情報を基に委託会社作成

主な投資制限

- 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- 外貨建資産への直接投資は行いません。

分配方針

- 年1回(原則として毎年4月15日。休業日の場合は翌営業日)決算を行い、分配金額を決定します。
- 分配対象額は、経費控除後の利子、配当等収益と売買益(評価損益を含みます。)等の範囲内とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。

※委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

ファンドは複利効果による信託財産の成長を優先するため、分配を極力抑制します。
(基準価額水準、市況動向等によっては変更する場合があります。)

分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

追加的記載事項

■投資対象とする投資信託の投資方針等

以下は、2024年10月末現在で知り得る情報に基づくものであり、今後、変更される場合があります。

▶JPモルガン・ファンズークライメイト・チェンジ・ソリューションズ・ファンド (Iクラス、円建て)

形態	ルクセンブルグ籍会社型投資信託(円建て)
主要投資対象	気候変動ソリューションのテーマに関連した企業の株式
運用の基本方針	気候変動ソリューションのテーマに関連した企業の株式に投資することで、収益獲得を目指します。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ●同一企業に対する投資比率は、純資産総額の10%以下とします。 ●同一グループの企業に対する投資比率は、合計で純資産総額の20%以下とします。 ●純資産総額の5%を超えて投資する企業への投資比率の総計は、純資産総額の40%以下とします。
分配方針	分配は行いません。
運用管理費用	<p>純資産総額に対して</p> <p>運用報酬 年0.55%</p> <p>事務管理費用 年0.16%程度(上限)*</p> <p>*管理費用、保管費用、監査費用、ルクセンブルグの年次税等を含みます。</p> <p>※年間最低報酬額や取引ごとにかかる費用等が定められている場合があるため、純資産総額の規模や取引頻度等によっては、上記の料率を上回ることがあります。</p>
その他の費用	<p>有価証券の売買にかかる費用・税金、臨時で発生する費用、その他の税金等がかかります。</p> <p>その他の費用・手数料については、ファンドの運営状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。</p>
申込手数料	ありません。
スイング・プライス	ファンドの買付け、売却がポートフォリオに重要な影響を与えると考えられる場合、予想される取引スプレッド、コスト、その他の要因を考慮して、その売買価格が調整されることがあります。
管理会社	JPモルガン・アセット・マネジメント(ヨーロッパ)エス・エー・アール・エル
投資顧問会社	JPモルガン・アセット・マネジメント(UK)リミテッド
購入の可否	日本において一般投資者は購入できません。

▶ マネー・トラスト・マザーファンド

主要投資対象	円貨建ての短期公社債および短期金融商品
運用の基本方針	主として、円貨建ての短期公社債および短期金融商品に投資し、安定した収益の確保を目指します。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ● 株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ● 外貨建資産への投資は行いません。
信託報酬	ありません。
その他の費用	有価証券の売買時の手数料、資産を外国で保管する場合の費用等を負担します。その他の費用・手数料については、ファンドの運営状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
委託会社	三井住友DSアセットマネジメント株式会社

- 投資対象とする投資信託においてデリバティブ取引を行う場合は、価格変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- 投資対象とする投資信託において外国為替予約取引を行う場合は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

基準価額の変動要因

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の**投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込む**ことがあります。
- 運用の結果として信託財産に生じた**利益および損失は、すべて投資者に帰属**します。
- 投資信託は**預貯金と異なります**。また、一定の投資成果を保証するものではありません。
- 当ファンドの主要なリスクは以下の通りです。



価格変動リスク

株式市場リスク…株価の下落は、基準価額の下落要因です

内外の経済動向や株式市場での需給動向等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況等によって変動し、株価が下落した場合はファンドの基準価額が下落する要因となります。



信用リスク…債務不履行の発生等は、基準価額の下落要因です

ファンドが投資している有価証券や金融商品において債務不履行が発生あるいは懸念される場合、またはその発行体が経営不安や倒産等に陥った場合には、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。



為替変動リスク…円高は基準価額の下落要因です

外貨建資産への投資は為替変動の影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落する(円高となる)場合、円ベースでの評価額が下落し、基準価額が下落することがあります。



カントリーリスク…投資国の政治・経済等の不安定化は、基準価額の下落要因です

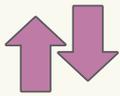
海外に投資を行う場合には、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化、取引規制や税制の変更等によって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券等の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。特に投資先が新興国の場合、その証券市場は先進国の証券市場に比べ、より運用上の制約が大きいために想定されます。また、先進国に比べ、一般に市場規模が小さいため、有価証券の需給変動の影響を受けやすく、価格形成が偏ったり、変動性が大きくなる傾向が考えられます。



流動性リスク…市場規模の縮小・取引量の低下により、不利な条件での取引を余儀なくされることは、基準価額の下落要因です

有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等に、十分な数量の売買ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

その他の留意点



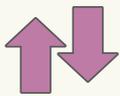
ファンド固有の留意点

ESGテーマ投資に関する留意点

- ファンドは、特定のESGテーマに絞った銘柄選定を行いますので、市場全体の動きとファンドの基準価額の動きが大きく異なることがあります。また、市場環境、金利および経済・法制度・金融面の諸情勢が、特定のESGテーマに対して著しい影響を及ぼすことがあります。当該ESGテーマに属する銘柄は、これらの情勢等に対して同様の反応を示すことがあります。
- ESG投資は、銘柄選定プロセス等において、ESG評価提供機関等が提供する各種データを利用する場合があります。当該データは、有価証券の発行体による情報開示に依存していることが多く、データの即時性、完全性、比較可能性は保証されていません。また、提供機関ごとにデータ収集方法・評価方法等が異なるため、同一発行体に対するESG評価が大きく異なる場合があります。

外国税制に関する留意点

投資対象国によっては、有価証券の売買を行う際の売買益等に対して課税される場合があります。将来、これらの税率や課税方法が変更された場合、または新たな税制が適用された場合、基準価額に影響を及ぼすことがあります。



投資信託に関する留意点

- ファンドのお申込みに関しては、クーリング・オフ制度の適用はありません。
- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要性が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。
これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金申込みの受付が中止となる可能性、既に受け付けた換金申込みが取り消しとなる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性等があります。

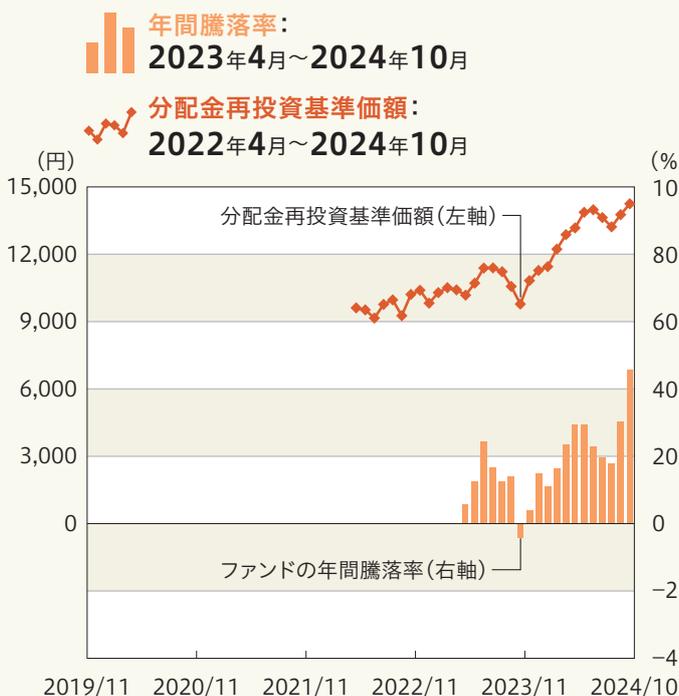
リスクの管理体制

- 委託会社では、運用部門から独立した組織を設置し、運用リスク管理を行っています。
- リスク管理担当部は、信託約款等に定める各種投資制限やリスク指標のモニタリングを実施し、制限に対する抵触等があった場合には運用部門に対処要請等を行い、結果をリスク管理会議へ報告します。また、ファンドのパフォーマンスの分析・評価を行い、結果を運用評価会議等へ報告することで、運用方針等との整合性を維持するよう適切に管理しています。
さらに、流動性リスク管理について規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングやストレステストを実施するとともに、緊急時対応策等の策定や有効性の検証等を行います。なお、当該流動性リスクの適切な管理の実施等について、定期的リスク管理会議へ報告します。他の運用会社が設定・運用を行うファンドを組み入れる場合は、必要に応じて当該運用会社等の実施する流動性モニタリングの状況等も活用し、流動性リスク管理を行います。
- コンプライアンス担当部は、法令・諸規則等の遵守状況の確認等を行い、結果をコンプライアンス会議に報告します。

(参考情報) 投資リスクの定量的比較

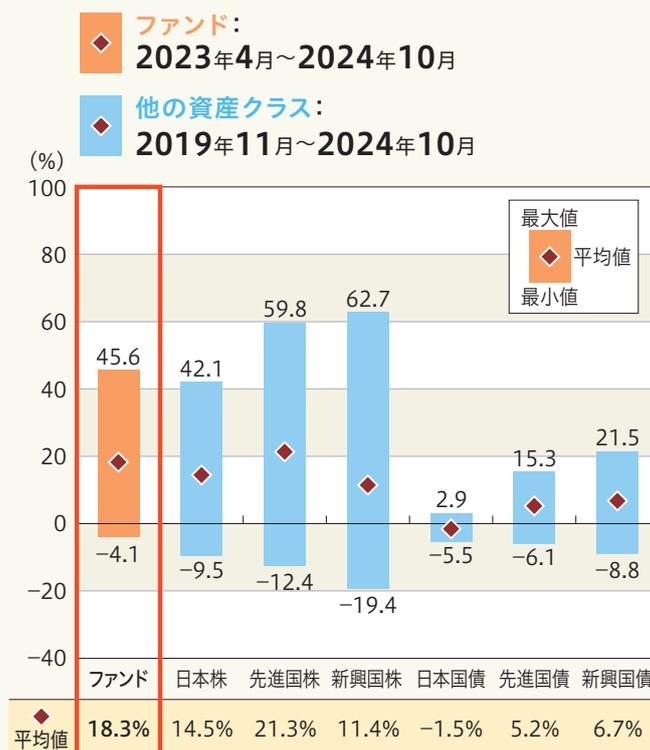
ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移

各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。



ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。



※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。
※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

※ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものと異なります。
※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

日本株	TOPIX(東証株価指数、配当込み) 株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社が算出、公表する指数で、日本の株式を対象としています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス(グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指数で、日本を除く世界の主要先進国の株式を対象としています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指数で、新興国の株式を対象としています。
日本国債	NOMURA-BPI(国債) 野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する指数で、国内で発行された公募固定利付国債を対象としています。
先進国債	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース) FTSE Fixed Income LLCにより運営されている指数で、日本を除く世界の主要国の国債を対象としています。
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース) J.P. Morganが算出、公表する指数で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象としています。

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしています。
※上記各指数に関する知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。また、上記各指数の発行者および許諾者は、当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

運用実績

基準日:2024年10月31日

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

基準価額・純資産の推移



※基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

分配の推移

決算期	分配金
2024年 4月	0円
2023年 4月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。

主要な資産の状況

■クライメイト・ソリューション・ファンド

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
投資証券	ルクセンブルグ	97.98
親投資信託受益証券	日本	0.01
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		2.01
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
ルクセンブルグ	投資証券	JPモルガン・ファンズークライメイト・チェンジ・ソリューションズ・ファンド(1クラス、円建て)	97.98
日本	親投資信託受益証券	マネー・トラスト・マザーファンド	0.01

※比率は、ファンドの純資産総額に対する時価の比率です。

※「主要投資銘柄(上位10銘柄)」は組入有価証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
 ※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

▶投資対象とする投資信託の現況

■JPモルガン・ファンズークライメイト・チェンジ・ソリューションズ・ファンド (Iクラス、円建て)

当該投資信託をシェアクラスとして含む「JPモルガン・ファンズークライメイト・チェンジ・ソリューションズ・ファンド」の主要投資銘柄(上位10銘柄)は以下の通りです。

主要投資銘柄(上位10銘柄) (2024年09月30日現在)

国・地域	種類	銘柄名	業種	比率(%)
アメリカ	株式	TRANE TECHNOLOGIES PLC	資本財	4.7
日本	株式	HITACHI LTD	資本財	4.5
イタリア	株式	PRYSMIAN SPA	資本財	4.4
アメリカ	株式	QUANTA SERVICES INC	資本財	3.9
フランス	株式	SCHNEIDER ELECTRIC SE	資本財	3.7
アメリカ	株式	TETRA TECH INC	商業・専門サービス	3.2
フランス	株式	DASSAULT SYSTEMES SE	ソフトウェア・サービス	3.2
イギリス	株式	SSE PLC	公益事業	3.2
アメリカ	株式	XYLEM INC	資本財	3.1
スウェーデン	株式	ATLAS COPCO AB-A SHS	資本財	3.0

※比率は、JPモルガン・ファンズークライメイト・チェンジ・ソリューションズ・ファンドの純資産総額に対する時価の比率です。
 ※J.P.モルガン・アセット・マネジメントから入手した情報を基に委託会社作成

■マネー・トラスト・マザーファンド

資産別構成

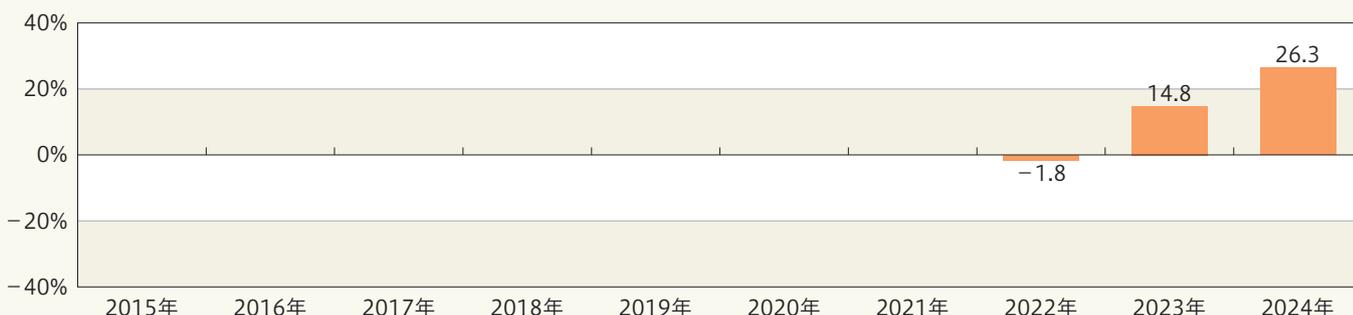
資産の種類	国・地域	比率(%)
国債証券	日本	99.54
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		0.46
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	利率(%)	償還期限	比率(%)
日本	国債証券	1247国庫短期証券	0.000	2024/11/05	98.35
日本	国債証券	337 10年国債	0.300	2024/12/20	0.30
日本	国債証券	1226国庫短期証券	0.000	2025/04/21	0.30
日本	国債証券	144 5年国債	0.100	2025/06/20	0.30
日本	国債証券	1257国庫短期証券	0.000	2025/09/22	0.30

※比率は、マネー・トラスト・マザーファンドの純資産総額に対する時価の比率です。
 ※「主要投資銘柄(上位10銘柄)」は組入有価証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

年間収益率の推移(暦年ベース)



※収益率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しています。分配実績がない場合は、基準価額の騰落率です。
 ※ファンドが設定された年の収益率は、設定日から年末までの騰落率です。
 ※2024年の収益率は、年初から基準日までの騰落率です。
 ※ファンドにはベンチマークはありません。

お申込みメモ

購入時

購入単位	お申込みの販売会社にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社の定める期日までにお支払いください。

換金時

換金単位	お申込みの販売会社にお問い合わせください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して7営業日目からお支払いします。

申込関連

申込締切時間	原則として、購入・換金の申込みにかかる、販売会社所定の事務手続きが午後3時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、お申込みの販売会社にご確認ください。
購入の申込期間	2025年1月10日から2025年7月10日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
申込不可日	以下のいずれかに当たる場合には、購入・換金のお申込みを受け付けません。 ● イースター・マンデー ● 12月24日から26日 ● 投資対象とする外国投資信託の管理会社が指定する日 ※申込不可日は委託会社のホームページ(https://www.smd-am.co.jp)に掲載します。詳しくは委託会社または販売会社までお問い合わせください。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込みに制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金申込みの受付中止や既に受け付けた購入・換金申込みの取消しをする場合があります。

決算日・収益分配

決算日	毎年4月15日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年1回決算を行い、分配方針に基づき分配金額を決定します。(委託会社の判断により分配を行わない場合もあります) 分配金受取りコース: 原則として、分配金は税金を差し引いた後、決算日から起算して5営業日目までにお支払いいたします。 分配金自動再投資コース: 原則として、分配金は税金を差し引いた後、無手数料で再投資いたします。 ※販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。

お申込みメモ

その他

信託期間	無期限(2022年4月22日設定)
繰上償還	<p>以下の場合には、繰上償還をすることがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 繰上償還をすることが受益者のため有利であると認めるとき ● 残存口数が30億口を下回るようになったとき ● その他やむを得ない事情が発生したとき
信託金の限度額	2,000億円
公 告	原則として、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ(https://www.smd-am.co.jp)に掲載します。
運用報告書	決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者へ交付します。
基準価額の参照会方法	ファンドの基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけます。また、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊「オープン基準価格」欄に、「クラ・ソリュ」として掲載されます。
課税関係	<ul style="list-style-type: none"> ● 課税上は株式投資信託として取り扱われます。 ● 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に限りNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。 ● 当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ● 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。 <p>※ 上記は、2024年10月末現在のものです。税法が改正された場合等には、変更される場合があります。</p>

ファンドの費用・税金

■ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時・換金時

購入時手数料	購入価額に 3.3% (税抜き3.0%) を上限 として、販売会社毎に定める手数料率を乗じた額です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。 購入時手数料は販売会社によるファンドの募集・販売の取扱い事務等の対価です。
信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

保有時

運用管理費用 (信託報酬)	<p>ファンドの純資産総額に年1.133% (税抜き1.03%)の率を乗じた額とします。運用管理費用(信託報酬)は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日と毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払われます。</p> <p><運用管理費用(信託報酬)の配分(税抜き)></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払先</th> <th>料率</th> <th>役務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託会社</td> <td>年0.30%</td> <td>ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>年0.70%</td> <td>交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>年0.03%</td> <td>ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価</td> </tr> </tbody> </table> <p>※上記の配分には別途消費税等相当額がかかります。</p>	支払先	料率	役務の内容	委託会社	年0.30%	ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価	販売会社	年0.70%	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価	受託会社	年0.03%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価
支払先	料率	役務の内容											
委託会社	年0.30%	ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価											
販売会社	年0.70%	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価											
受託会社	年0.03%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価											
投資対象とする投資信託	運用報酬 年0.55%程度* ※上記のほか、事務管理費用が年0.16%程度(上限)*がかかります。												
実質的な負担	<p>ファンドの純資産総額に対して年1.683% (税抜き1.58%) 程度* ※投資対象とする投資信託の事務管理費用を含めた場合、年1.843% (税抜き1.74%) 程度*</p>												
<p>*投資対象とする投資信託の運用管理費用は、料率が把握できる費用の合計であり、上記以外の費用がかかる場合があります。また、年間最低報酬額や取引ごとにかかる費用等が定められている場合があるため、純資産総額の規模や取引頻度等によっては、上記の料率を上回る場合があります。 上記の料率は、2024年10月末現在で知り得る情報に基づくものであり、今後、変更される場合があります。</p>													
その他の費用・手数料	<p>以下のその他の費用・手数料について信託財産からご負担いただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 監査法人等に支払われるファンドの監査費用 ● 有価証券の売買時に発生する売買委託手数料 ● 資産を外国で保管する場合の費用 等 <p>※上記の費用等については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。</p>												

※上記の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

ファンドの費用・税金

■税金

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

分配時

所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
-----------------	-------------------------------

換金(解約)時及び償還時

所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%
-----------------	--

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした公募株式投資信託等を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※上記は、2024年10月末現在のものです。

(参考情報)総経費率

直近の運用報告書の対象期間(2023年4月18日~2024年4月15日)における当ファンドの総経費率(年率換算)は以下の通りです。

投資対象とする投資信託(以下、投資先ファンド)の費用は、その他費用に含めています。なお、当ファンドの費用と投資先ファンドの費用の対象期間は、異なる場合があります。

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
1.84%	1.13%	0.71%

※上記は、対象期間の運用報告書に記載されている総経費率(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含まれていません。投資先ファンドは、原則として、売買委託手数料、支払利息および有価証券にかかる税金は含まれていません。)です。

※投資先ファンドが上場投資信託(ETF)および上場不動産投資信託(REIT)に投資している場合、当該ETFおよびREITの管理費用等は含まれていません。

※計算方法等の詳細は、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。なお、新たな対象期間にかかる運用報告書が作成され、上記の総経費率が更新されている場合があります。

運用報告書は、委託会社のホームページ(<https://www.smd-am.co.jp/fund/unpo/>)から検索いただけます。